

「補導」の実施体制について
(少年警察職員数・ボランティア人員数等)

- 1 少年担当警察官の現状(平成15年11月1日現在)
少年担当警察官 約8,930人(構成比3.8%)
 - ・警察本部 約1,490人
 - ・警察署 約7,440人警察官条例定数 241,133人(平成15年4月1日現在)

- 2 少年サポートセンターの現状(平成15年4月1日現在)
 - (1)設置状況
全国約180ヶ所設置
 - ・警察施設内 約130ヶ所
 - ・他の公共施設、民間施設等 約50ヶ所

 - (2)職員の配置状況
約1,300人
 - ・警察官 約500人
 - ・少年補導職員 約650人
 - ・少年相談専門職員 約80人
 - ・その他の職員 約70人

- 3 少年ボランティアの委嘱状況(平成15年4月1日現在)
 - (1)少年補導員 約51,000人
地域における少年の非行防止を図るため、街頭補導、少年の保護、少年相談、有害環境の浄化、地域社会の啓発その他地域ぐるみの非行防止活動の推進に資するための活動を行う。

 - (2)少年警察協助力員 約1,000人
暴走族集団等の非行集団を解体・補導するため、非行集団に加入している少年について、その集団から離脱させ、再非行を防止するための指導、相談を行い、その他警察が行う非行集団の解体・補導活動を援助する活動を行う。

 - (3)少年指導委員 約6,000人
風営適正化法第38条に基づき、風俗営業等に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動を行う。

少年問題のボリュームと関係機関等の体制

